

令和2年度(2020年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)

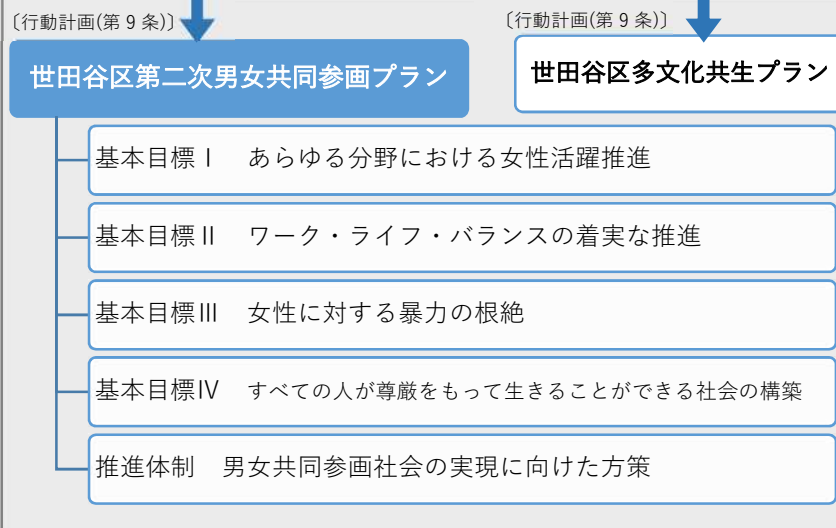
令和3年9月 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について (p.4)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(以下、「プラン」という。)は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

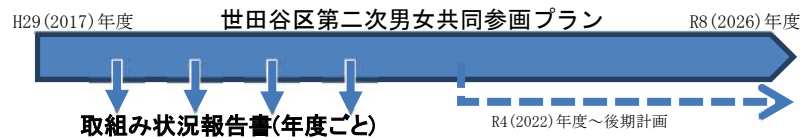


プランの体系 (p.4)

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を推進体制として位置づけています。

プランの進行管理と取組み状況報告について (p.5)

施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行い、その取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き (p.5)

- 「第5次男女共同参画基本計画」の策定(令和2年12月) 第4次計画までの取組みの課題、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な社会情勢の現状と予想される環境変化をも受けた内容となっている。
- パートナーシップ宣誓制度を全国103自治体が実施、人口カバー率は37%に(令和3年4月)※世田谷区での宣誓累計164組(8月) 渋谷区・足立区と共に都内自治体によるネットワークの結成を提言。同年5月に、都内12区市「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成した。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 (p.8)

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】(p.8)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
1 ※1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和2年度 4月1日現在 33.8%	令和3年度 4月1日現在 34.7%	35%以上
2 ※1	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	平成31年度 4月1日現在 37.5%	令和2年度 4月1日現在 38.1%	37%
3 ※2	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和2年度 81.5%	(参考数値) 令和3年度 83.1%	85%

【数値目標に対する評価と課題】(p.9)

- 区の審議会等の女性の占める割合
 - プラン策定時比3.8ポイント、前年度比0.9ポイント増となった。(現在、女性委員0人の審議会が3件)
 - 今後も女性委員の登用に向けた理解を求めながら取り組む必要がある。
- 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合
 - プラン策定時比3.9ポイント、前年度比0.6ポイント増となった。(内訳：部課長級20.2%、係長級41.3%)
 - 特定事業主行動計画の改定を踏まえ、今後も取組みを進める必要がある。
- 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合
 - プラン策定時比9.8ポイント、前年度比1.6ポイント増加した。
 - 今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざす。

【基本目標Ⅰにおける課題と令和2年度の実施内容】(p.9)

- 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消
 - 実施時期や設問内容を考慮しつつ区内企業を対象とした調査を実施した。研修や講座はオンラインと集合型を組み合わせるなど工夫して実施した。
- 課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - 男女共同参画先進事業者表彰は中止とし、過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめた冊子を発行した。
- 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
 - 企業の職場環境整備促進事業により3社にテレワークの導入を支援し、企業向け情報誌を作成した。ワークスペース事業は6か所となった。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.9)

- 区内事業者における一般事業主行動計画の策定は徐々に進み、女性の登用に関する意欲も高まりつつあることを確認できた。調整計画の策定に調査結果を活用していく。
- ワークスペース事業については新規利用登録者、利用実績ともに拡大した。今後もより利用者の視点に立った事業をめざす。

【数値目標】欄の実績数値の典拠：※1庁内調査(毎年) ※2区民意識調査(毎年) ※3区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) ※4男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 (p.10)

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれた社会をめざします。

【数値目標】(p.10)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
4 ※3	区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5 ※4	仕事と家庭生活をともに優先している人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6 ※1	町会・自治会長における女性の割合	平成28年度 8.6%	令和2年度 4月1日現在 13.3%	令和3年度 4月1日現在 16.0%	20%

【数値目標に対する評価と課題】(p.10)

- 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度
 - プラン策定時比4.6ポイント減少した。
 - 事業者への情報提供や支援を継続し、女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。
- 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合
 - プラン策定時比では0.3ポイント増加した。
 - 仕事と家庭生活を両立できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 町会・自治会長における女性の割合
 - プラン策定時比7.4ポイント、前年度比2.7ポイント上昇した。
 - 地域における女性のリーダーが徐々に増加している。今後も参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標Ⅱにおける課題と令和2年度の実施内容】(p.11)

- 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
 - 中止した事業もあったが、手法の転換等を行い普及・啓発を継続した。
- 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実
 - 待機児童ゼロを継続した。保育の質の確保、切れ目のない子育て支援に向けた取組みを強化し実施した。
- 課題6 防災・地域活動等への参画促進
 - 新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる事業も多かったが、オンライン化や無観客開催・YouTube配信など、手法を見直して実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.11)

- 感染対策を講じて事業を実施するとともに、引き続き区民・事業者への情報提供や支援に取り組む。
- 待機児童が2年連続でゼロになったことや、新型コロナウイルス感染症の影響による保育需要の見通しが不透明なことなどから、改めて今後の保育施設整備を含めた保育施策の方向性を示す。

令和2年度(2020年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)

令和3年9月 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 (p.12)

配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】(p.12)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
7 ※2	DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和2年度 29.3%	(参考数値) 令和3年度 27.1%	60%
8 ※2	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和2年度 65.5%	(参考数値) 令和3年度 67.4%	80%
9 ※1	デートDV防止の出前講座実施校数	平成27年度 中学校:6校 高等学校:4校	令和元年度 中学校:0校 高等学校:2校	令和2年度 中学校:6校 高等学校:0校	中学校:10校 高等学校:10校

【数値目標に対する評価と課題】(p.12)

- 7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)
- ・前年度比2.2ポイント減少した。
 - ・DV相談件数は、延相談件数2,287件(前年度1,944件)、実ケース数525件(前年度512件)と増加しており、コロナ禍における相談も増加している。
- 8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合
- ・前年度比1.9ポイント増加した。
 - ・暴力は理由のいかに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。
- 9 デートDV防止の出前講座実施校数
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる学校もあったが、令和元年度2校から、2年度6校の実施となった。
 - ・若年層に向けた啓発の機会の拡充をめざす必要がある。

【基本目標Ⅲにおける課題と令和2年度の実施内容】(p.13)

- 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止
 - ・「女性のための悩みごと・DV相談」は令和2年5月より、実施日・実施時間帯を拡充した。DV相談専用ダイヤルは、1年間で309件の相談を受けた。
- 課題8 DV被害者支援の充実
 - ・配偶者暴力相談支援センターとして保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、相談事実証明書の発行等を行い、関係機関とのネットワーク強化に努めた。
- 課題9 暴力を容認しない意識づくり
 - ・啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.13)

- コロナ禍を反映した相談ニーズの増加や、特別定額給付金支給に伴う新たなケースからの相談等により、相談件数が増加している。今後も支援を継続しながら、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。
- DV相談証明書の発行件数が大きく増加し、被害者が必要とする支援を迅速に提供することができた。今後も庁内各課や関係課との連携を強化して取り組む。
- DVやデートDVの防止に向け、若者世代への啓発は重要である。手法転換や、青少年交流センター等での啓発機会を創出していく。

【数値目標】欄の実績数値の典拠: ※1 庁内調査(毎年) ※2 区民意識調査(毎年) ※3 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) ※4 男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることが できる社会の構築 (p.14)

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】(p.14)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
10 ※1	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和元年度 子宮がん 21.6% 乳がん 21.6%	令和2年度 ※令和3年6月 時点の暫定値 子宮がん 25.4% 乳がん 23.4%	現状以上
11 ※1	ひとり親家庭の養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和元年度 6回	令和2年度 7回	現状以上
12 ※2	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和2年度 74.9%	(参考数値) 令和3年度 80.3%	90%以上

【数値目標に対する評価と課題】(p.14)

- 10 がん検診の受診率
- ・子宮がん、乳がん検診の受診率はいずれも前年度実績を上回った。
 - ・早期発見、早期治療のため、検診率向上のための取組みを進める必要がある。
- 11 ひとり親家庭の養育費相談の実施
- ・感染対策を徹底して実施したが、実施回数は前年度より増加したもののプラン策定時より減少、相談利用者数は前年度より減少した。
 - ・今後も相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施する必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度
- ・プラン策定時比10.3ポイント、前年度比5.4ポイント増加し、年間28組(制度開始からの累計164組)がパートナーシップ宣誓を行った。
 - ・区の各事業における性的マイノリティへの配慮も進みつつある。今後も取組みを進める。

【基本目標Ⅳにおける課題と令和2年度の実施内容】(p.15)

- 課題10 性差に応じたところと体の健康支援
 - ・検診や相談等、各種事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて、実施回数、参加者ともに減少した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
 - ・ひとり親家庭を対象とする貸付事業、助成事業の利用実績は増加したが、訪問事業等の利用は減少した。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援
 - ・区内当事者団体との共催による写真展の開催など、区民団体や当事者と協力した周知・啓発事業や、個別の研修等を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.15)

- 各総合支所健康づくり課で実施する事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による休止期間などを反映し、事業により実施回数や利用者の増加、減少がともに見られた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。
- ひとり親家庭向け事業については、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を継続した。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も継続していく。

推進体制 男女共同参画社会の実現に 向けた方策 (p.16)

方策1 男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化 (p.16)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「女性のための悩みごと・DV相談」の曜日・時間帯の拡大や「女性起業家紹介サイト」の立ち上げ等、状況に合わせた事業を展開した。
- 今後も男女共同参画の拠点として一層の充実を図り「地域に開かれたらぷらす」づくりに取り組んでいく。

方策2 区職員の男女共同参画推進 (p.16)

- 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を策定し、相談担当の職員を増員した。
- 特定事業主行動計画を改定し、女性管理監督職割合目標を令和7年3月までに40%に上方修正した。
- 子育てに関わる休暇制度等をまとめた「両立支援ハンドブック(子育てと仕事の両立編)」を発行した。
- 同性パートナーとその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるよう制度改正を行った。

方策3 推進体制の整備・強化 (p.17)

- パートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年5月には都内の導入済12区市による「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成した。
- 男女共同参画推進・多文化共生推進審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について、区長から諮問を受けた。
- 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和2年度の苦情申立てはなかった。

男女共同参画・多文化共生推進審議会

男女共同参画部会からの意見(7月28日開催)(p.18)

- ・区の審議会等の女性の占める割合が、国の数値よりも下回っている。また、女性委員が0人の委員会が3つある。女性委員の登用に向け、さらに努力を重ねるべきである。
- ・コロナ禍において、啓発事業の実施が困難な状況でも、オンラインを活用したことは評価できる。
- ・DVについて、学校(若者世代)でのみならず、家族の人も含めた、あらゆる対象に向けた啓発を実施してほしい。
- ・性的マイノリティの理解促進に向けて、多様な啓発事業を実施したことは評価できる。今後も情報発信を継続してほしい。
- ・「らぷらす」について、「地域に開かれたらぷらす」というより、「広く区民全体に開かれたらぷらす」という視点で記載してほしい。